

山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱

第1章 通則

(目的)

第1条 この要綱は、山形県が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託（業務の種類が測量、地質調査（環境調査を含む。以下同じ。）、土木関係建設コンサルタント（以下「土木コンサルタント」という。）、建築関係建設コンサルタント（以下「建築コンサルタント」という。）及び補償関係コンサルタントであるものをいう。以下「業務委託」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格の設定)

第2条 契約担当者（山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）第2条第4号に規定する契約担当者をいう。）は、低入札価格調査制度を適用する工事及び業務委託を入札に付する場合は、あらかじめ発注案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

(入札の執行)

第3条 入札執行者は、開札の結果、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式による入札にあっては、最も評価値の高い者。以下「最低価格入札者等」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

(数値基準調査)

第4条 前条に規定する場合において、入札執行者は、調査基準価格を下回る入札を行った全ての者について、その者の提出した積算内訳書に基づき、別に定める失格基準に該当するかどうかを確認するものとする。

- 2 前項の基準に該当する入札者は失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない入札者も同様とする。なお、積算内訳書の合計金額算出の際に、一括値引き等を行ったことにより、項目毎に失格数値基準の算定ができない場合も同様とする。
- 3 前条の規定にかかわらず、入札執行者は、調査基準価格を下回る入札を行った者が少数であり、かつ、即時に前2項の調査を行うことができる場合において、その調査の結果、失格となる者を除外した後に、調査基準価格を下回る価格で入札を行った最低価格入札者等がないときは、落札の決定を保留することなく落札者を決定することができる。
- 4 前3項の規定は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する案件には適用しない。

(詳細調査)

第5条 前条第1項及び第2項の調査により失格とならない者のうちに、調査基準価格を下回る価格で入札を行った最低価格入札者等がある場合は、当該建設工事又は業務委託を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、その者について、次の各号に該当するか否かの調査を行うものとする。

ただし、総合評価落札方式による入札にあつて、調査を行うべき者が複数ある場合（調査を行うべき者と評価値を同じくする入札者であつてその入札金額が調査基準価格を下回らない者がいる場合を含む。）は、くじにより調査の順序を決するものとする。

(1) 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる。

(公正入札調査委員会への付議)

第6条 所管課長は、前条の調査結果を、所属する部局及び公所等に設置されている公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）へ付議するものとする。

2 委員会は、最低価格入札者等が前条各号に該当するか否かを審議し、その結果を入札執行者及び所管課長に通知するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第7条 入札執行者は、前条第2項の通知において最低価格入札者等が第5条各号に該当しないとされた場合はその者を落札者と決定するものとし、最低価格入札者等が第5条各号のいずれかに該当するとされた場合はその者を落札者と決定しないものとする。

なお、第5条ただし書きにより調査を行った者を落札者と決定しないこととした場合は、同条ただし書きによるくじの順に従い、前2条の規定を準用し、調査を行い委員会に付議するものとし、その結果により本項に基づき落札者とするか否かの決定を行うものとする。

2 入札執行者は、前項により当該最低価格入札者等を落札者と決定しないこととした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、当該最低価格入札者等の次に最低の価格をもって申込みをした者又は評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とする（次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合を除く。）ものとする。

3 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者について前2条の規定を準用し、調査を行い委員会に付議するものとし、その結果により前2項に基づき落札者とするか否かの決定を行うものとする。なお、これによっても落札者が決定しない場合は、以下順次、前項及び本項を適用する。

4 入札執行者は、落札者の決定結果を入札参加者に通知するものとする。

第2章 建設工事

(対象工事)

第8条 低入札価格調査制度を適用する建設工事は、特定調達契約に該当する工事又は総合評価落札方式により入札に付する工事とする。

ただし、契約担当者が必要と認める場合は、総合評価落札方式によらない入札についても低入札価格調査制度を適用することができるものとする。

(調査基準価格の算定)

第9条 対象工事における調査基準価格は、次により算定した額（1万円未満の端数がある場合は、切り上げる）とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。

ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.5を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9.5を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ロ 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額

ハ 現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 入札に付する工事が複数の工事の種類を含むときは、それぞれの工事の種類について前号に準じて算定した額を合計した額とする。この場合において、同号中「入札書比較価格」とあるのは、「当該工事に相当する県積算額」と読み替えるものとする。

(3) 工事等の性質上前2号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.5の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乘じて得た額とする。

(工事完成後における確認調査の実施)

第10条 第7条により決定された落札者が調査基準価格を下回る価格で入札した者であった場合は、所管課長は、当該工事完成後に、低入札価格調査時において低価格で工事が可能とされていた理由（以下「低入札理由」という。）が、当該工事の施工においてどのように達成されているかを確認調査するものとする。

2 所管課長は、前項の調査の結果を県土整備部建設企画課に報告するものとする。この場合において、低入札理由に異動があり、当該異動理由及び低価格で施工した理由に正当性があるとは認められないときは、その旨を付記するものとする。

(入札参加者への周知)

第11条 対象工事の入札に係る入札公告には低入札価格調査制度を適用する旨を記載するとともに、入札説明書に次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

(1) 低入札価格調査制度を適用すること。

(2) 調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行った上で落札するか否かを決定すること。

(3) 調査基準価格を下回る価格の入札者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。

(4) 調査基準価格を下回る価格の入札者は、調査の結果により落札者としがない場合があること。

(5) 調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、現場代理人と主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐との兼務を認めないこと。

(6) 調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、工事完成後に確認調査を行うことがあ

り、調査の結果、低入札価格調査結果との差異について合理的説明がなされない場合、指名停止措置を行う場合があること。

(契約締結における条件)

第12条 調査基準価格を下回る価格で建設工事の契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。

- (1) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事にあつては、山形県が発注した工事のうち、開札日から過去2年以内に完成した工事又は開札日現在施工中の工事に関して次のいずれかに該当する場合は、監理技術者とは別に入札公告等にした監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。
 - イ 65点未満の工事成績評定を通知された。
 - ロ 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）、又はかし若しくは契約不適合に起因して修補又は損害賠償を請求された。
 - ハ 品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。
 - ニ 自らに起因して工期を大幅に遅延した。
- (2) 次のいずれかに該当する下請契約の締結及び契約変更をしてはならない。ただし、当該工事が特定調達契約である場合はこの限りではない。
 - イ 低入札価格調査において下請予定業者として提示した者と異なる相手方との下請契約（あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く。）
 - ロ 1業者につき下請代金の合計が100万円以上の下請施工を行う場合において、施工内容に相当する県積算価格に対する下請代金の比率が75パーセントを下回る下請契約
- (3) 山形県財務規則第132条の規定による建設工事請負契約約款第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (4) 山形県財務規則第132条の規定による建設工事請負契約約款第11条第5項に定める現場代理人と主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐との兼務は、これを認めない。

第3章 建設工事関連業務委託

(対象業務委託)

第13条 低入札価格調査制度を適用する業務委託は、競争入札に付す業務委託であつて設計金額が1,000万円以上のもの又は総合評価落札方式によるものとする。

(調査基準価格の算定)

第14条 対象業務委託における調査基準価格は、次により算定した額（1万円未満の端数がある場合は、切り上げる）とする。

- (1) 次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額。

ただし、その額が入札書比較価格に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあつては、入札書比較価格に設定上限の割合を乗じて得た額とし、その額が入札書比較価格に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあつては、入札書比較価格に設定下限の割合を乗じて得た額とする。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
イ 測量業務	(イ)直接測量費の額	10分の9	10分の7
	(ロ)諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の6を乗じて得た額		
	(ハ)測量調査費の額		
ロ 地質調査業務	(イ)直接調査費の額	10分の9	10分の7
	(ロ)間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額		
	(ハ)諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の6を乗じて得た額		
	(ニ)解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分についてハの土木コンサルタントの算出基礎を適用する。		
ハ 土木コンサルタント	(イ)直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)直接経費の額		
	(ハ)その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	(ニ)一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額		
ニ 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）	(イ)直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)技術経費の額に10分の7を乗じて得た額		
	(ハ)特別経費の額		
	(ニ)諸経費相当額に10分の7を乗じて得た額		
ホ 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）	(イ)直接人件費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)直接経費の額		
	(ハ)その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	(ニ)一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額		
ヘ 建設工事の積算基準を準用して設計する業務委託	(イ)直接作業費の額に10分の9.7を乗じて得た額	10分の9.5	10分の7.5
	(ロ)共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額		
	(ハ)現場管理費相当額に10分の9.5を乗じて得た額		
	(ニ)一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額		

(2) 入札に付する業務委託が複数の業務の種類を含むときは、それぞれの業務の種類について前号に準じて算定した額を合計した額とする。この場合において、同号中「入札書比較価格」とあるのは、「当該業務に相当する県積算額」と読み替えるものとする。

(3) 業務等の性質上前2号の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の7から10分の9.5の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乗じて得た額とする。

2 契約担当者は、土木コンサルタント及び補償関係コンサルタントの予定価格の算定にあたって山形県県土整備部制定の設計業務等標準積算基準書に定める設計業務等積算基準又はこれに準じた積算基準によらない場合は、前項第1号ハ及びホに該当する業務については、次表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額（1万円未満の端数がある場合は、切り上げる）を調査基準価格とすることができる。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
土木コンサルタント 及び 補償関係 コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）	(イ)直接業務費の額	10分の9	10分の7.5
	(ロ)技術経費の額に10分の7を乗じて得た額		
	(ハ)諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額に10分の7を乗じて得た額		

（入札参加者への周知）

第15条 対象業務委託の入札に係る指名通知には次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行った上で落札するか否かを決定すること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格の入札者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。
- (4) 調査基準価格を下回る価格の入札者は、調査の結果により落札者としがない場合があること。

（契約締結における条件）

第15条の2 調査基準価格を下回る価格で業務委託の契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。

- (1) 請負代金額の10分の1以上の契約保証を付すこと。
- (2) 山形県が発注した業務委託のうちに、開札日から過去1年以内に調査基準価格に満たない額をもって契約した業務がある場合は、前号の保証は10分の3以上としなければならない。
- (3) 業務完了後に業務費用実績に係る報告書を提出すること。

第4章 その他

（調査結果の報告）

第16条 契約担当者は、第4条第1項の確認を行う入札があった場合又は第6条第2項の審議を行った場合は、その結果を県土整備部建設企画課に報告するものとする。

(調査の実効を確保するための措置)

第17条 入札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名停止その他の必要な措置を講じる。

- (1) 明らかに調査を受ける意思もなく、落札決定保留後に辞退した場合（第12条第1項第4号を履行できない見込みであることを理由に辞退した場合を含む。）。
- (2) 本要綱に基づく調査への出席要請に応じない場合。
- (3) 虚偽の資料提出又は説明を行った場合。
- (4) 第12条に規定する契約締結の条件に違反した場合。
- (5) 第10条第1項に規定する工事完成後の確認調査において、調査の結果、低入札価格調査結果との差異について合理的説明がなされない場合。

(その他)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 平成9年12月12日施行の山形県低入札価格調査制度取扱要綱は廃止する。
- 2 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 3 この要綱の施行前に入札公告又は入札通知がなされたものは、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年6月30日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年1月26日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成22年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年7月17日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

ただし、調査基準価格の算定における端数処理に関する改正は、令和3年10月1日以降に施行伺いをする案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和4年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和6年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。